

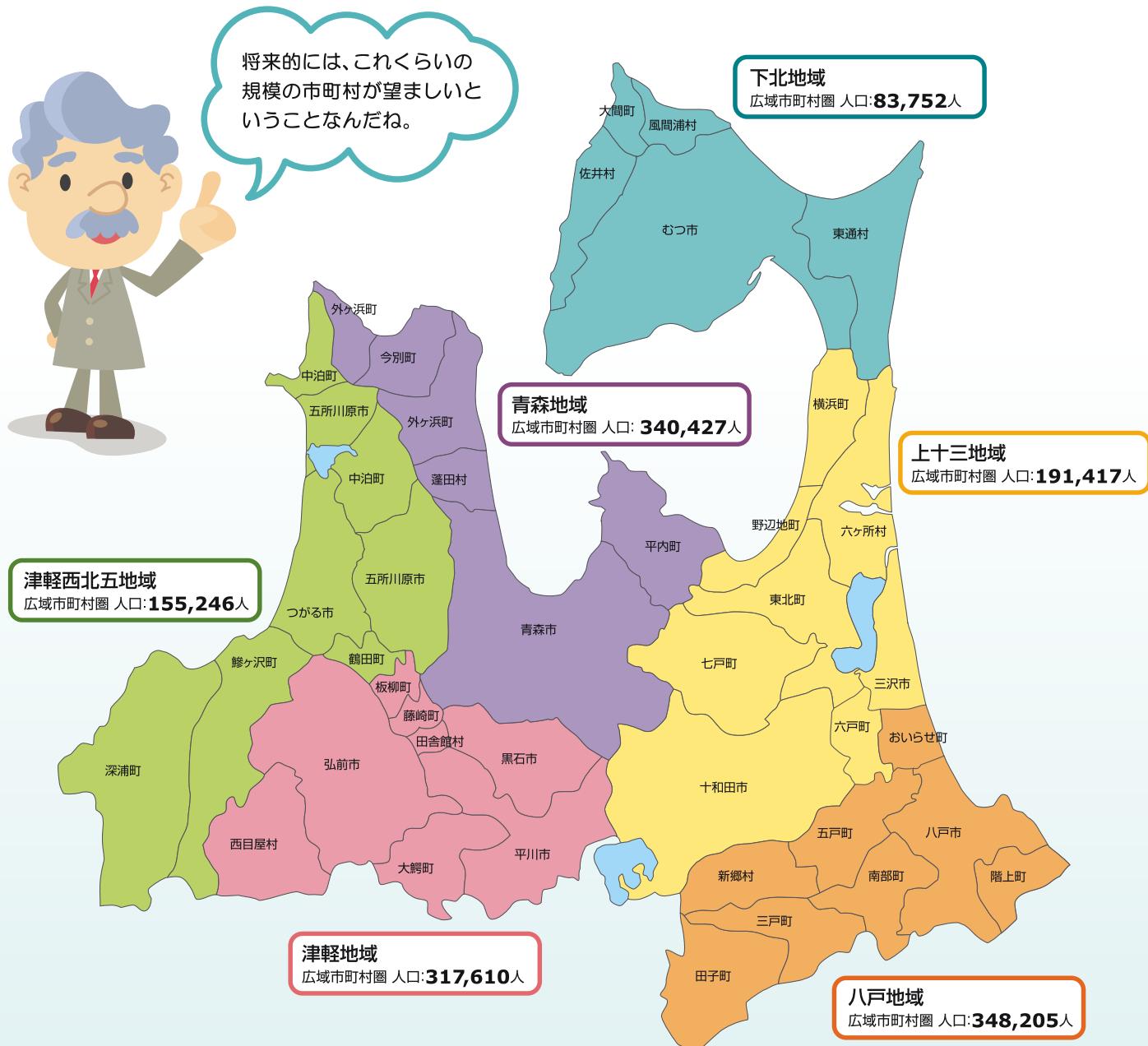
5

合併の組合せはどうなるの？

将来的な市町村の望ましい姿は…

- ・生活圏の一体性
- ・基礎自治体としての望ましい規模の確保
- ・広域行政の状況
- ・持続可能な均衡ある発展

などの点から展望すると、現在、県内にある6つの広域市町村圏が、1つの方向性と考えられます。



(圏域人口:「平成17年国勢調査」より)

(注) 広域市町村圏とは?

「広域市町村圏」は、都市に住み、周辺の農山漁村でレジャーを楽しむ、あるいは農村に住み、都市の職場に通勤したり、ショッピングを楽しむなど、市町村の枠を越えて広域化している地域住民の生活に対応した広域的な行政を推進するため、概ね人口10万人以上の日常社会生活圏を基礎に昭和45年から設置されてきた圏域です。

現在、各広域市町村圏では、構成市町村が共同で消防、ごみ処理等の事務や地域活性化事業などを実施しています。

市町村合併推進構想における合併の組合せは…

新合併特例法の期限である平成22年3月まで、合併を推進する必要があると認められる組合せについては、

- ① 旧法下において合併が行われなかった23市町村
- ② 人口1万人未満の小規模町村
- ③ 合併の意向がある市町村

を対象に検討した結果、



県は、審議会の意見や地元の意向等を踏まえ、市町村合併推進構想において、合併の組合せとして、「平川市と田舎館村」、「五戸町と新郷村」を位置付けています。

このほかの構想対象市町村の組合せについては、市町村の意向を把握しながら、地元における合併機運に応じて段階的に構想に位置付けていくこととしています。

構想対象市町村の組合せ（平成18年10月）

